

# 学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 7 月 23 日作成

令和 6 年 3 月 25 日改正

盛岡市立津志田小学校

## I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

### 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく心豊かに学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「津志田小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」

○どの児童にも達成感、一体感をもたせ、伸ばす授業の構築を基本姿勢の中核とする。(日常の授業と学級経営でいじめを防止する。一人一人を尊重する。)

- ・学校、学級内にいじめは絶対に許さない雰囲気をつくる。
- ・児童、教職員の人権に対する考えを高め、いじめに関する感度も高める。
- ・児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ・いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- ・いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との協力体制づくりを進め、連携を深める。

### 2 「いじめ」とは（法第2条 いじめの定義を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童等に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立ち、事実関係を確かめて対応にあたる。

<いじめの具体的形態の例>

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

## II いじめの未然防止のための取組

### 1 教職員による指導について

- (1) 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学年・学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- (2) 児童が自己実現を図れるように、一人一人を活かし、伸ばす授業を日々行うことに努める。
- (3) 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- (4) 「いじめは決して許さない」という姿勢を様々な活動を通して児童に示す。(同一姿勢)
- (5) 児童一人一人の変化に気付く鋭敏な感覚をもつように努める。(新鮮な目で情報交換)
- (6) 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。(視線を下げて)
- (7) 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。
- (8) 問題を抱え込まず、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識をもつ。
- (9) 復興教育の視点「大切な一人一人(いきる)」とリンクさせ、一人一人の命の尊さを実感させる。

## 2 児童に培う力とその取組

- (1) 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- (2) わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。また、児童同士が学びをつなぎ、互いに学び合い高め合う授業を目指す。
- (3) 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるという命の大切さを道徳の時間や学級指導の指導を通して育む。
- (4) 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつように、様々な活動の中で指導する。(児童会のきまり、児童総会での各学級の取組の確認、放送指導等)
- (5) 見て見ないふりをするのは、「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。
- (6) 「あいさつ運動」を通し、豊かな心・健やかな心を育む。

## 3 いじめ防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

- (1) 構成員  
校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー
- (2) 取組内容
  - ① いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成（道徳教育の全体計画への位置付け）
  - ② いじめにかかわる研修会の企画立案
  - ③ 未然防止、早期発見の取組
  - ④ アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学級・学年の状況報告等）
  - ⑤ いじめ防止にかかわる児童の主体的な活動の推進
- (3) 開催時期  
いじめ事案の発生時は、緊急開催し事態の収束まで随時開催とする。

## 4 児童の主体的な取組

- (1) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や取組
- (2) 児童会による「挨拶・言葉遣い」「いじめ防止」にかかわる取組

## 5 家庭・地域との連携

- (1) 児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- (2) 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校通信・道徳授業参観等で伝え、理解と協力をお願いする。

## 6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を高める。

## III いじめの早期発見のための取組

### 1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心掛けるとともに、周囲の大人に援助を求めることを指導する。

- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業はもとより、休み時間や放課後においても児童の様子に目を配るように努める。
- (4) 遊びやふざけ合いのように見えるいじめ等、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気付いたときには、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

## 2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童や保護者からの情報提供を定期的に行う。

- (1) 児童を対象にした学校生活アンケート（いじめ・悩みアンケート）の実施  
年3回（6月、10月、2月）
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査  
年1回（11月）
- (3) アンケート結果を受けての個別面談、児童からの聞き取り調査・全校面談・教育相談  
年3回（6月、10月、2月）

## 3 相談窓口の紹介

いじめられている児童が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることにより、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときには、関連する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

## IV いじめの問題に対する早期対応

### 1 いじめに対する措置の基本的な考え

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

### 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下全ての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。

<いじめ対策委員会のメンバー>

保護者に報告しない程度はいじめ・・・担任、学年主任、生徒指導主事

保護者から訴えがあったいじめ・・・担任、学年主任、生徒指導主事、主幹

けがを伴ういじめ・・・担任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、副校長

保護者に報告する陰湿ないじめ、対応困難ないじめ

校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー

※校内支援委員会にかかわる児童に関する事案については、特別支援コーディネーターも対策委員会に入る。

- (3)いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4)いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5)いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及び保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6)いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7)いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適切していくために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を図りながら、指導を行う。

### 3 いじめが起きた集団への対応

- (1)いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2)学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3)全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

### 4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、盛岡市教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

### 5 ネットいじめへの対応

- (1)インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、盛岡市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2)児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3)インターネットへの利用環境について、パソコン、ゲーム機器、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。(PTA での決まりの作成)

### 6 いじめ解消の定義と解消後の対応

- (1)いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たすこととする。
  - ① いじめに係る行為がやんで3か月以上経過していること。
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

上記について、確認の仕方は下記の通り。  
3か月以上経過してから、被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。
- (2)いじめが「解消している」状態に至った場合でも、再発の可能性を踏まえ、被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察する。

## V 重大事態への対処

### 1 重大事態とは (法第28条①より)

- (1)いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- (2)いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

## 2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者(盛岡市教育委員会)に報告する。
- (2) 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

## 3 重大事態の調査

### ■学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下の通り対応する。

- (1) 重大事態にかかわる事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 被害児童及び保護者等に対する調査方針等の説明を行う。
- (4) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (5) 調査結果を学校の設置者に報告する。
- (6) いじめを受けた児童及び保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。 ※関係者の個人情報に配慮する
- (7) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (8) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

### ■学校の設置者(盛岡市教育委員会)が調査の主体となる場合

設置者の支持のもと、資料の提出など、調査に協力する。

## VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止にかかわる取組に関すること。
- いじめの早期発見にかかわる取組に関すること。

## VII その他

いじめ防止等に関わる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が連携・協働する体制を構築していく。

## VIII いじめ未然防止・早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	各種アンケート等
4	・「いじめ防止基本方針」の共通理解(家庭版配布) ・前年度のいじめ事案の状況と対応についての共有 ・「いじめ防止基本方針」の保護者への配布	・生徒指導記録の確認 ・心と体の健康観察個人票の確認
5	・学習・生活の悩みの早期発見と解消(家庭訪問を受けて) ・児童総会でのいじめ0憲法と各学級の取組の確認 ・運動会取組における児童の様子共有	
6	・全校個別面談、聞き取り調査、教育相談 ・5年生児童・保護者の情報モラル教室(予定)	・学校生活アンケート① (いじめ悩みアンケート)

7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童会によるいじめ防止の取組</li> <li>・学校生活アンケート①（いじめ悩みアンケート）の集約</li> <li>・児童センターとの情報交流</li> <li>・職員研修会（いじめ理解、授業づくり、学級経営、児童理解等）</li> </ul>	
8 ・ 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内「いじめ対策委員会」実施（1学期ふり返り、方針見直し）</li> <li>・学校生活アンケート①の結果を受けて2学期の方針を決める</li> <li>・児童会・学年集会におけるいじめ防止指導の共通理解</li> <li>・4年生児童 人権教室（予定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心とからだの健康観察</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別面談、聞き取り調査、教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート②（いじめ悩みアンケート）</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート②（いじめ悩みアンケート）の集約</li> <li>・個別面談、聞き取り調査、教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者対象アンケート</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者アンケート集約</li> <li>・学校生活アンケート②と保護者アンケートの結果をもとにした学級経営の振り返り</li> </ul>	
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年学級経営実践交流会</li> <li>・学校生活アンケート②の結果を受けての3学期の方針</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート③（いじめ悩みアンケート）の集約</li> <li>・個別面談、聞き取り調査、教育相談</li> <li>・学校評価委員会に置けるいじめ防止の取り組みに対する評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート③（いじめ悩みアンケート）</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題行動の整理と次年度への引き継ぎ</li> </ul>	

※ スクールカウンセラーによる面談は毎月行う。

※ アンケート結果は校報等で知らせる。

※ 必要に応じていじめ対策委員会を開催し、いじめの認知を確認する。